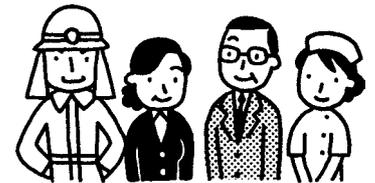


市職員



の状況

市職員に支給されている給与のあらましを紹介します。



お問い合わせは
勤労課 ☎211-2082

給与はどのようにやって決めているの？

民間給与の実態調査に基づいていま

地方公務員の給与は、国や他の地方公共団体の職員と民間企業の従業員の給与などを考慮して定めています。具体的には、人事や給与についての専門的な機関である「人事委員会」が、毎年市内の民間事業所の給与などを調査し、市長と市議会に給与の勧告を行っています。これを受け、最終的には市民の代表者からなる市議会の審議を経て条例で決まります。今年も、九月に下記の内容の勧告を受けています。

今年9月に出された勧告では・・・

人事委員会の給与実態調査

民間従業員の給与
一) 本市職員の給与
-4,611円 (公民較差)

較差を
なくすため



※ 民間給与の実態調査は、従業員100人以上の企業における従業員50人以上の事業所を対象に実施

平成15年度勧告

<主な内容>

- 2年連続、月々の給料と扶養手当の引き下げ
- 期末手当の0.25カ月分引き下げ

※ 仮に勧告通り改定を実施した場合、平均年間給与は5年連続、過去最大の178,000円の減となります

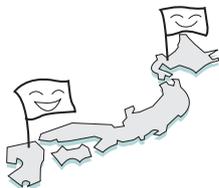
●一般会計歳出のうち人件費の割合(一般会計決算)

区分	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	13年度の人件費率
	千円	千円	%	%
14年度	813,635,486	117,148,944	14.4 (16.7)↑	14.7 (17.0)

※人件費には、市長などの特別職に支給する給料などを含む。
() は政令指定都市の平均です。

政令指定都市中では、福岡市に次いで低くなっています

※ この春政令指定都市に移行した、さいたま市を除く12市での比較



●職員の数と職員給与費(一般会計決算)

区分	職員数 (C)	職員給与費			一人当たりの給与費 (D/C)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
		千円	千円	千円	千円
14年度	(132)人 11,735	52,203,922	17,130,105	22,134,767	91,468,794 7,708

※職員給与費には退職手当を含まない。() 内は、再任用短時間勤務職員で外書き。一人当たりの給与費は、その人数を含む。

職員給与の減の主な理由は、勧告に基づく給与の引き下げ、職員の減が挙げられます

人件費とは、職員に支給される給料や手当のほかに、共済費(民間の社会保険料の使用)者負担分に相当するものなどを含みます。歳出に占めるこの人件費などの義務的経費の割合が低いほど、「自由に使えるお金」が増え、財政の弾力性・自由度が増します。

人件費のうち、職員に実際に支給される毎月の給料や扶養手当、民間の賞与に当たる期末・勤勉手当などの合計(職員給与費)は、平成十一年度から四年連続で減少しており、その減少額は約百十六億円になります。

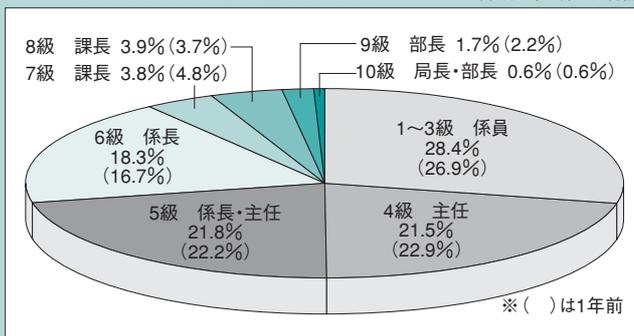
「人件費」は一般
会計歳出の14%

職員給与は
4年連続の減に

人件費の状況はどうなっているの？

●一般行政職の級別割合

(平成15年4月1日現在)



注：一般行政職とは、行政職給料表の適用される職員から税務や福祉などに携わる職員を除いたものです。

各職員の給料を決める「給料表」は職務や責任に応じた「級」と、各級で段階を定めた「号俸」から成り、一定期間良好な成績で勤務したとき一号俸昇給します。勤務成績が特に良好な職員(年15%程度)には、昇給期間を短縮する制度があります。また、従来五十八歳だった昇給停止年齢を五十五歳に引き下げられています。

◆職務と昇給◆